



13

ホームレス

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害の問題が起こっています。そのため、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年間の限時法として施行され、平成24年6月に5年間、平成29年6月に10年間その期限が延長されました。同法に基づき、平成25年7月の全国調査の結果を踏まえて、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されています。

ホームレスの自立を図るためには様々な取組が必要ですが、法務省の人権擁護機関では、近隣住民の人権にも配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

ホームレスに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

複数回答(%)

